

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画
認可申請書面談（7月25日）における質問回答に
ついて（第1止弁以降の予熱ヒータを性能維持施
設から除外した理由）

令和元年 11 月 7 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子炉容器からナトリウムを抜くときに使用する 1 次メンテナンス冷却系の第 1 止弁以降の予熱ヒータ（予熱・保温機能）を性能維持施設から除外した理由

1 次メンテナンス冷却系の第 1 止弁以降の予熱ヒータは 1 次主冷却系のナトリウムの充填・ドレン作業として必要だったが、廃止措置計画認可後、1 次メンテナンス冷却系を使用せずに別の系統で充填・ドレン作業を実施するよう運用を改めたことから、性能維持施設から除外した。保安規定ではその範囲が明確でなかったため、今回の申請で明確にする。（具体的な「予熱・保温機能」における維持範囲は図 1 「メンテナンス冷却系 予熱・保温機能の性能維持範囲」を参照。）

参考 もんじゅ廃止措置計画申請書（抜粋）

六 性能維持施設

廃止措置を安全に進めるうえで、燃料体取出し作業に係る設備、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備、放射性物質の外部への漏えいを防止するための建物・構築物の障壁、遮蔽及び換気設備、管理区域における放射線管理設備、屋内外の放射線監視を行うための放射線監視設備、放射性固体廃棄物の処理設備及び貯蔵設備、ナトリウムの漏えい及び火災を防止するための設備等の施設を、廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。

(略)

ナトリウムを保有している系統、設備等については、ナトリウムの漏えい及び凍結を防止するためのナトリウムの保持機能、予熱・保温機能及び漏えい監視機能を、系統・設備内のナトリウムをタンク等に固化するまでの期間、維持管理する。また、タンク等にドレンした後においても、残留している系統・設備内のナトリウム酸化を防止するための不活性ガス供給機能については、系統・設備内のナトリウムを安定化処理するまでの期間、維持管理する。

(略)

七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容

(略)

2. 性能維持施設の保守管理

性能維持施設については、もんじゅの現況^{*1}を踏まえ、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則 10 号。以下「技術基準規則」という。）の要求事項に代わり、もんじゅの原子炉設置許可等、既往の許認可を基に設定している第 6-1 表に示す維持機能及び性能について、保安規定に定める保守管理に基づき、継続的な改善を図りながら維持管理する。また、第 6-1 表に示す性能維持施設の維持機能及び性能については、検査（以下「事業者自主検査」という。）によって確認するとともに、原子炉等規制法に基づく施設定期検査を受ける。

(略)